

# 横芝中学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月更新

## 1 いじめに対する基本認識

横芝中学校に在籍する全ての生徒と教師及び保護者は、いじめに関して「どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という共通の認識を持つ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- (5) いじめ防止等の対策のための組織として以下のものを設置する。

○生徒指導委員会～いじめ対策～（毎週水曜日1校時）

構成 校長，教頭，教務，生徒指導主事，長欠指導，養護教諭  
生徒指導担当（各学年）

## 2 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。  
(学期1回「教育相談アンケート」、月1回程度の「学校生活アンケート」、  
調査，生活ノート，個別面談等を適宜行う)
- (2) 生徒の行動を注視する。(普段の何気ない話，遅刻が続く，体調不良を訴える等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(電話連絡，家庭訪問，PTAの会議等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加，関係機関との情報共有等)

## 3 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が1人で抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じ、懲戒・出席停止制度等の適切な運用に向け、町教育委員会と連携して取り組む。

#### 4 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒による主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 生徒会による「イエローリボン運動」等の活動を中心として、生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動・総合的な学習の時間をとおして、規範意識や集団の在り方等「仲間づくり」についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

#### 5 いじめ重大事態発生時

##### (1) いじめ重大事態とは

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき【1号重大事案】」「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とする）【2号重大事案】」である。重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。また、いじめを受けた児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

##### (2) 対応

- ・ 速やかに教育委員会へ報告する。
- ・ 生徒指導委員会～いじめ対策～を招集する。  
 構成 校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，  
 スクールカウンセラー 関係教職員（当該学年主任及び担任，部活動顧問等）  
 スクールソーシャルワーカー（派遣が必要な場合は，県に依頼）
- ・ アンケート，その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い，実態を把握する。

#### 6 教育相談計画表

項目\月	4	5	6	7	9	10	11	12	1	2	3
教育相談アンケート		○			○				○		
生活アンケート	○			○		○	○			○	

※ それぞれのアンケート後に、1週間程度の教育相談週間を設けます。

※ 7月と12月は教育相談週間を設けず、3者面談に変えます。

（緊急の案件はこの限りではありません）

※ 2，3月の生活アンケートは1，2年生のみです。